

委員会の設置に関する規則

(平成24年5月14日規則第4号)

(目的)

第1条 この規則は、委員会の設置に関する規程3条及び12条に基づき、本協会の設置する委員会及び委員会の所管に関し必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 本協会に次に掲げる委員会を置く。

- (1) 政策委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 広報・渉外委員会

(政策委員会)

第3条 政策委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 司法制度の改善や法令の運用に関する調査研究
- (2) 関係官公署、弁護士会等に対する提言、意見書の作成
- (3) 声明、指針、ガイドラインの策定
- (4) 日本の組織内弁護士に関する統計調査及び資料の作成
- (5) 弁護士会の委員会の委員等の本協会会員からの推薦
- (6) その他必要な事項

2 政策委員会の委員は、3人以上とする。

(研修委員会)

第4条 研修委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 本協会会員を対象とする研修、勉強会、セミナー等の開催
- (2) その他必要な事項

2 研修委員会の委員は、3人以上とする。

(広報・渉外委員会)

第5条 広報・渉外委員会は次の各号に定める事項を任務とする。

- (1) 本協会の広報戦略の企画立案及びその実施等
- (2) 本協会の渉外戦略の企画立案及びその実施等
- (3) その他必要な事項

2 広報・渉外委員会の委員は、3人以上とする。

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。